

申告はお早めに

申告をしなければならぬ人

市民税・県民税(住民税)は、前年中の総所得金額を算出し、そこから所得控除額を差し引いた残金額の段階に応じて所定の税率を乗し、課税されます。

申告書は、届いたら必ず開封してください。同封の「申告の手引き」をご覧ください。申告者ご自身で申告書を作成の上、期限内に提出してください。

住民税の申告書が届いた人

申告が必要と思われる人には、2月上旬、市から住民税の申告書を送付します。申告書を受け取った人は、必ず申告してください。

②平成15年1月1日現在、白根市に住民登録があり、次のような所得があった人 ※所得内容によっては、申告相談の際に確定申告へ切り替えていただく場合もあります

- ①営業等、農業、不動産(地代、家賃等)、利子、配当、その他の貸付・内職・日雇・パート・アルバイト等も含む)報酬、年金、保険の満期金などの所得があった人
- ②給与所得者で次に該当する人
 - ・勤務先(給与の支払者)から、給与支払報告書が白根市役所に提出されていない人
 - ・給与所得以外に、①のような所得があった人
- ③平成14年中に退職または中途就職した人、勤務先を変更した人
- ④公的年金等の受給者で、社会保険料控除や生命・損害保険料控除等の所得控除を受けようとする人

③平成15年1月1日現在、白根市に住所のない人で、市内に個人の事務所や家屋敷を有する人

所得がなかった人

①住民税について、左記の「申告をしなくてもよい人」に該当しない人は、すべての所得を申告してください。

②申告書等の提出がない人は、各種税証明書の発行ができません。

③申告書は、国民健康保険税と介護保険料等の賦課や、軽減税率適用の算定基礎資料となります。

④平成14年中に、親族の扶養家族であった人、学生で所得のなかった人、遺族年金や障害年金を受けていた人、また、その他の理由で所得のなかった人も、申告書に昨年中の状況を記入の上、必ず提出してください。

申告をしなくてもよい人

■確定申告書を税務署(白根市は新潟税務署管内)に提出する人

事業所得や譲渡所得のある人の、確定申告書の收受は可能ですが、市納税相談会場での適正・適法な納税相談は困難です。税務署で確定申告を行い、確かな納税をされるようお願いいたします。

■給与支払報告書が勤務先から当市役所に届いている給与所得者で、所得控除を希望されない人など

還付申告の受け付け

年金受給者、住宅借入金等特別控除、医療費控除の還付申告を受け付けます。必要書類などについては、広報しろね1月合併号5ページをご覧ください。

■受付期間 年金受給者・医療費控除 2月4日(火)、5日(水)、6日(木)、10日(月) 住宅借入金等特別控除 2月7日(金) ※都合の悪い場合は、期間中どの内容でも受け付けます

■受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時

■会場 市役所4階大会議室

住民税申告の受け付け

住民税の申告書を次のように受け付けます。下記の申告カレンダーをご覧ください。なお、お出掛けください。

「郵送」でも受け付けます

記入の完了した住民税の申告書は、郵送でも受け付けます。資料を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

■お願い

- ①申告相談日は、早朝に会場でも、会場準備が済むまでお待ちいただくこととなります。
- ②例年、申告会場は、受け付け開始直後に大変混雑します。午後2時以降は比較的すいています。時間差での申告にご協力ください。

③申告会場では、受け付け係員の配置図や整理券の配布は行いません。来場されたら、会場内の空いている相談席にお座りください。

④申告書は記入の上、来場ください。申告相談は、記入済みの申告書を優先して行います。

※会場では、申告書のコピーサービスをしています。必要な人は、提出前にコピーしてください。

住民税の申告相談カレンダー

■受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時

■ところ カルチャーセンター2階サブアリーナ

月	日	対象地区	月	日	対象地区
2	17(月)	茨 曾 根	3	4(火)	白 根
	18(火)	新 飯 田		5(水)	
	19(水)	庄 瀬		6(木)	
	20(木)	小 林		7(金)	
	21(金)	白 井		8(土)	
	24(月)	大 郷		10(月)	
	25(火)	鷺 巻		11(火)	
	26(水)	根 岸		12(水)	
	27(木)	大 通		13(木)	
	28(金)	白 根		14(金)	
3	3(月)	白 根		17(月)	

※3月8日(土)も申告相談を受け付けます。ぜひご利用ください

税務署からのお知らせ

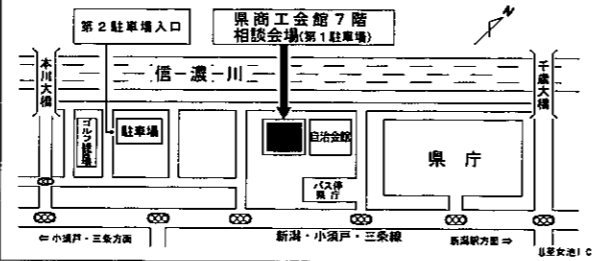
■問い合わせ 新潟税務署 ☎229・2151

国税庁のホームページで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書作成コーナー」から、入力画面のガイダンスに従って金額等を記入ください。そこから作成して印刷した申告書は、税務署に提出することができます。

申告の相談は「新潟県商工会館相談会場」へ

2月3日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日を除く)の間、新潟県商工会館で確定申告の受付相談を行います。なお今年、譲渡所得や贈与税の申告相談も、新潟県商工会館で実施します。



税理士による還付申告無料相談

税理士事務所では、2月5日(水)～7日(金)まで、次のような少額の還付申告相談や、申告書の作成を無料で行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。

■対象 年金を受けている人、給与所得で医療費控除を受けようとする人 ■その他 税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意しています ■問い合わせ 関東信越税理士会新潟支部特設電話 ☎228・7581(7日までの午前9時30分～午後4時)

問い合わせは…税務課市民税係

☎373・2111 ☎244・250、251、252

※申告期間中、担当職員は納税相談会場へ出張していますので、電話での適切な対応は困難です。

「申告期間前」の問い合わせに、ご理解とご協力をお願いします。



男女共同参画社会 市民意識調査 一部結果をお知らせします

★ご協力ありがとうございました

昨年11月に、男女共同参画社会に関する市民意識調査を行い、1,061人の皆さんから回答をいただきました。今回はこの欄を利用して、その結果の一部を一足先に紹介いたします。

★男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、家庭生活、地域、学校教育、働く場、政治の場、慣習、法律の面から尋ねました。男女の地位が平等であると感じる率の高い順から、学校教育(42.1%)、法律(27.2%)、家庭生活(24.2%)、地域社会(20.8%)、働く場(15.3%)、政治の場(13.8%)、慣習・しきたり(9.2%)となっています。国や県の調査結果もほぼ同じような傾向です。

★法律・制度は平等でしょうか?

自由意見の記述欄には、さまざまな場面での不平等感について書かれたものが多くありましたが、比較的男女平等であると感じられている法律や制度についても、次のような意見がありました。

◇相続・贈与関係の法律でも、直系のみで配偶者にはストリートに与えられない(遺言を除いて)など、法律の不備が多く見られるので改正すべき。(50代男性)

◇扶養控除は女性の自立意識、職業意識を低下させるものであり、社会悪である。法律を変えないかぎり今回のテーマはクリアできないと思う。(50代女性)

◇体力等身体的なしくみで、男と女が全く同じようにはいかないと思っているが、それならそれで女性特有の生理現象を、特に社会には理解してもらいたい。法律、制度等をしっかりしてもらわなければ、この先子どもを生む人がさらに減少するのは明らかだと思う。(20代女性)

★現実には、まだまだですわ

ここに紹介した意見はごく一部ですが、法律の理念は両性の平等をうたっているにもかかわらず、実際は完全な平等とは言い難い面がまだ残っているのです。

「おしゃべりさん」は白根学習館ホームページでもご覧いただけます
(<http://pc2.gakushyukan-shirone-unet.ocn.ne.jp>)